

四日市市結婚祝金給付制度に関する FAQ（令和 8 年 4 月 1 日時点版）

Q1 結婚祝金の制度はいつから始まったのですか？

A 令和 5 年 4 月 1 日から結婚祝金給付制度を開始しました。



Q2 どのような人が対象となりますか？

A 対象要件として、次の条件をすべて満たす必要があります。

- ①婚姻届を提出した夫婦
 - ②婚姻届提出時点で夫婦ともに 39 歳以下でいずれも結婚祝金の交付を受けていないこと
 - ③結婚祝金の交付を申請する時点で、四日市市に居住し、住民登録があること
 - ④結婚祝金の交付決定日から 2 年以上、四日市市に居住する意思があること
 - ⑤税金を完納していること
- 添付書類として、戸籍謄本、住民票、市税の完納証明書が必要となります。



Q3 結婚祝金はいつまでに申請すればいいですか？

A 申請は婚姻届出の日から 6 か月以内に行っていただく必要があります。

Q4 令和 7 年 9 月中旬に婚姻届を提出しましたが、対象となりますか？

A 申請期限を婚姻届出の日から 6 か月以内としていますので、対象となりません。

Q5 三重県パートナーシップ宣誓制度により宣誓しましたが、結婚祝金の申請はできますか？

A 結婚祝金の申請には、法に基づく婚姻届の提出が必要となります。

Q6 結婚祝金受領までの流れを教えてください。

A 四日市市結婚祝金交付申請書に氏名や振込口座等を記入し、必要書類（戸籍謄本、住民票、完納証明書）を添付し、市役所こども未来課へ提出（郵送可）してください。提出後、審査確認のうえ、書類に不備等がなければ、1 か月を目途に結婚祝金として 10 万円を入金いたします。

なお、申請の際にこども未来課へマイナンバーカードや運転免許証をお持ちいただくと、住所・名前などの基本情報を申請書に印字します。

Q7 戸籍謄本の取得窓口はどこですか？

A 夫婦の本籍がある自治体で取得してください。市外に本籍がある場合でも、四日市市の窓口（市民課、各地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンター）で交付を受けられる場合がありますので、詳しくは窓口でお尋ねください。

四日市市に夫婦の本籍がある場合、市役所市民課をはじめ各地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンターで取得できます。また、マイナンバーカード所持者で、かつ住所と本籍が四日市市の方はコンビニエンスストアでも取得可能です。



Q8 住民票の取得窓口はどこですか？

A 四日市市役所市民課をはじめ各地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンターで取得できます。また、マイナンバーカード所持者で、かつ住所が四日市市の方はコンビニエンスストアでも取得できます。

なお、住民票は、婚姻届出日以降に取得してください。世帯主、続柄、本籍の記載は必要ありません。また、マイナンバー（個人番号）は記載しないでください。

Q9 完納証明書の取得窓口はどこですか？

A 四日市市役所市民税課で取得のうえ、提出してください。

各地区市民センター、市民窓口サービスセンターでは取得できませんのでご注意ください。

なお、完納証明書は、婚姻届出日以降に取得してください。

Q10 令和8年3月に四日市市に転入し、四日市市で課税されていませんが、完納証明書は取得できるのですか？

A 完納証明書は市税に滞納がないことを証明するものです。四日市市で市税が賦課されていない場合であっても、未納は生じていませんので完納証明書の取得は可能です。

Q11 完納証明書は夫婦そろって窓口に行かないと取得できませんか？

A 同じ世帯であれば夫婦どちらか一方の方が市民税課窓口にお越しただけであれば取得できます。

Q12 なぜ、39歳以下が対象ですか？

A 結婚支援については、国を挙げて取り組みを進めており、結婚新生活を支援する国の制度に準じて39歳以下としています。国の制度は、所得制限が設けられたりしていますが、本市では結婚して市内に住んでいただく若年層の夫婦を幅広く応援していくため、新生活をスタートさせる夫婦全てを対象として、所得制限を設けることなく結婚祝金としてお渡します。



Q13 再婚の場合も対象になりますか？


A 再婚であっても対象となります。ただし、夫婦のどちらかが、この給付金を過去に受けている場合には、再度、受けることはできません。

Q14 令和5年3月中旬に他自治体で婚姻の届出を行い、引越しにより令和7年9月1日に四日市市に転入しましたが、対象となりますか？

A 結婚祝金給付制度は令和5年4月1日に開始した事業であり、それ以前に婚姻届を提出された方は対象となりません。また婚姻届出の日から6か月を経過していることから申請の対象外となります。

Q15 令和8年1月1日に居住している他自治体で婚姻届を提出しました。転勤で5月に四日市市へ転入する予定ですが、対象となりますか？

A 婚姻届を提出する自治体は四日市市である必要はありませんので、対象となります。ただし、夫婦ともに四日市市に一定期間以上居住する必要があることが必要です。また、申請期限を婚姻届出の日より6か月以内としていますので、期間内に申請していただくことが必要です。



Q16 夫婦ともに四日市市民で、四日市市で令和8年3月1日に婚姻届を提出し、結婚後の新本籍は夫の実家の他自治体に置きましたが対象となりますか？

A 婚姻届を提出する自治体やその後の夫婦の本籍地は四日市市である必要はありません。その後、2年以上、四日市市に居住していただくことが要件となります。

Q17 この祝金を受けた後に、四日市市に居住しなくなった場合は返還しなければならないのですか？

A 転勤などの不可抗力によって四日市市を離れる場合の返還は想定していません。虚偽や不正な手段で結婚祝金の交付を受けたことが判明した場合は返還を求めることとなります。

Q18 要綱に返還の免除規定がありませんが、夫婦どちらかが死亡した場合や離婚した場合はどうなりますか？

A 四日市市結婚祝金交付要綱第7条で虚偽又は不正な手段の場合は返還を求めるとしています。配偶者の死亡や離婚は、第7条には該当しません。

Q19 夫婦ともに外国籍の四日市市民で、四日市市で令和8年5月1日以降に婚姻届を提出する予定ですが対象となりますか？

A 対象となります。夫婦ともに外国籍の方の場合、戸籍謄本の代わりに婚姻届の受理証明書を添付してください。受理証明書は、婚姻届を提出した自治体で発行を受けてください。



Q20 結婚祝金を受けた場合、所得税の課税対象となりますか？

A 一時所得として所得税の課税対象となります。一時所得は、所得金額の計算上、特別控除額 50 万円を控除することとされており、他の一時所得とされる所得との合計額が年間 50 万円を超えないかぎり、確定申告をする必要はありません。

また、一般的な給与所得者の方は、その給与以外の所得金額が 20 万円を越えない場合には、確定申告をする必要はありません。

個別の状況により異なることがありますので、所轄の税務署へお問い合わせください。

